

美濃加茂年金事務所からのお知らせ

【令和8年度 国民年金保険料の金額】

令和8年度の国民年金保険料額は、「月額17,920円」です。

【便利でお得な納付方法をご利用ください】

■口座振替(口座からの引き落とし)

口座振替を利用すると、金融機関等に行く手間と時間が省けます。

さらに、「早割(当月末納付)」や「前納」で納めると、保険料が割引されます！！

■クレジットカード納付

年金事務所に申し込み、継続的にクレジットカード会社から立替納付を行うものです。

さらに、「前納」で納めると、保険料が割引されます！！

■電子納付

ペイジー、インターネットバンキング、スマートフォン決済等もご利用いただけます。

【国民年金保険料の前納(お得です!)]

国民年金保険料を前納(前払い)すると割引されます。

国民年金保険料の納め忘れがあると、年金額が少なくなったり、受け取る権利が発生しない場合があります。また、万一、障害や死亡といった不測の事態が発生しても、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合があります。

経済的な理由等で保険料を納付することが困難な場合には、「保険料免除制度」や「納付猶予制度(50歳未満)」がありますので、市(区)役所・町村役場の国民年金窓口で手続きをお願いします。(学生の方は「学生納付特例」制度をご利用ください)

ペイジー、インターネットバンキング、スマートフォン決済等もご利用いただけます。

ご自宅で「ねんきんネット」始めてみませんか！

「ねんきんネット」とは、お客様がパソコンやスマートフォンでご自身の年金情報を手軽に確認できるサービスです。

「ねんきんネット」でできること

- ・年金記録の確認
- ・年金見込額の試算
- ・通知書の確認(電子版「ねんきん定期便」や年金支払いに関する通知書などを確認できます)
- ・通知書の再交付申請(国民年金保険料控除証明書や公的年金の源泉徴収票などの再発行申請ができます)

詳しくは日本年金機構ウェブサイトへ

ねんきんネット  で検索

https://www.nenkin.go.jp/n_net/



後期高齢者医療制度についてのお知らせ

● 後期高齢者医療資格情報のお知らせ・資格確認書の送付について

《資格情報のお知らせイメージ》



《資格確認書イメージ》



後期高齢者医療の資格情報のお知らせは、坂祝町に住所を有し、マイナ保険証利用登録のある 84歳以下の方に交付されます。

受診等の際は、マイナ保険証をご使用ください。

また、資格情報のお知らせ交付者以外の方には、資格確認書を交付します。今年度交付する資格確認書は抹茶色(薄い緑色)です。

有効期限を過ぎた資格確認書を処分されるときは、住所や氏名が判別できないよう細断するなど、十分にご注意ください。

【コールセンターの開設】

資格情報のお知らせ、資格確認書、子ども・子育て支援金を含む保険料に関することについて、広域連合ではコールセンターを設置します。ご不明な点があれば、下記電話番号までお問い合わせください。

開設期間：7月1日(水)～8月31日(月) (土日祝日除く) 時間：9時～17時 ☎0570-051-502

【マイナ保険証をぜひご利用ください！】

マイナ保険証を使用するとデータに基づくより良い医療を受けることができたり、限度額適用申請がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されたりするなどのメリットがあります。

【令和8年度保険料】

保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計となります。令和8年度保険料は、令和7年分の所得をもとに個人単位で計算されます。

5月末までに岐阜県後期高齢者医療制度の被保険者になられた方には、7月中旬に「後期高齢者医療保険料額決定通知書」をお送りします。保険料額や納付方法が記載されていますのでご確認ください。

【保険料額について】

令和8年度から子ども・子育て支援金制度が開始されることに伴い、令和8年度以降の保険料額は従前の医療分と子ども・子育て支援金分の合計額となり、下記のとおり計算されます。

※賦課のもととなる所得金額＝総所得金額等－43万円(基礎控除額)

医療分 + 子ども・子育て支援金分 = 年間保険料額

均等割額 被保険者一人当たり 55,385円	+	所得割額 賦課のもととなる所得金額×所得割率 9.71%	=	医療分(年額) 賦課限度額：85万円
均等割額 被保険者一人当たり 1,374円	+	所得割額 賦課のもととなる所得金額×所得割率 0.25%	=	子ども・子育て支援金分(年額) 賦課限度額：2.1万円

(1) 保険料の軽減措置

均等割額は、世帯の所得によって下表のとおり軽減されます。

軽減割合	同じ世帯の被保険者と世帯主の令和7年中の総所得金額等 ^{※1} の合計額
7割軽減 ^{※2}	43万円+10万円×(給与所得者等 ^{※3} の数-1)以下
5割軽減	43万円+10万円×(給与所得者等 ^{※3} の数-1)+31万円×被保険者数以下
2割軽減	43万円+10万円×(給与所得者等 ^{※3} の数-1)+57万円×被保険者数以下

※1 世帯主と同一世帯の被保険者に給与所得者等が2人以上いる場合に、「10万円×(給与所得者等の数-1)」を計算します。

※2 令和8・9年度は、医療分に限り均等割額の7割軽減に加え、さらに0.2割軽減を行います。

※3 給与収入が55万円を超える方、公的年金等に係る所得がある方(公的年金等の収入金額が、65歳以上で125万円を超える方、または65歳未満で60万円を超える方)。

注：均等割額軽減判定時の総所得金額等は、各収入から必要経費や控除額を差し引いた所得金額の合計額となります。ただし、譲渡所得は特別控除前の金額となるほか、事業専従者控除の適用はなく、専従者給与額は事業主の所得に合算されます。年金所得は年金収入から公的年金等控除額と特別控除15万円(65歳以上の方のみ適用)を差し引いた金額となります。なお、軽減判定日は、4月1日または資格を取得した日となります。

(2) 被用者保険※の被扶養者であった方の軽減

後期高齢者医療制度に加入する日の前日において、被用者保険の被扶養者であった方は、所得割額の負担はありません。均等割額は、制度に加入後2年間は5割軽減となります。ただし、所得が低い方に対する軽減にも該当する方については、いずれか大きい軽減が適用されます。

※被用者保険とは、協会けんぽ、健康保険組合、船員保険及び共済組合の公的医療保険の総称で、国民健康保険や国民健康保険組合は含まれません。

【保険料の納め方】

保険料の納め方は、年金からお支払いいただく「特別徴収」と納付書や口座振替でお支払いいただく「普通徴収」があります。

(1) 特別徴収(年金からのお支払い)

年金の受給額が年額18万円以上の方で、介護保険と後期高齢者医療制度の保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超えない場合は、年金からお支払いいただきます。なお、特別徴収の方は、口座振替の手続きを行い窓口税務課保険係に申請することで「普通徴収」に変更できます。

(2) 普通徴収(納付書や口座振替によるお支払い)

特別徴収の条件を満たさない方や後期高齢者医療制度に加入したばかりの方は、坂祝町から送付される納付書や、口座振替によって保険料をお支払いいただきます。

【口座振替をおすすめしています】

普通徴収で納める方の保険料の支払いには、口座振替をおすすめしています。口座振替には以下のメリットがあります。

- (1) 毎月の支払期限までに金融機関に行き納付書で支払う必要がなくなります。
- (2) 保険料が登録口座から引き落とされるため保険料の支払い忘れがなくなります。口座振替を希望される場合は、窓口税務課保険係にお問い合わせください。

【保険料の納付が難しいとき】

窓口税務課保険係では保険料の納付に関する相談を受け付けています。災害や失業などで納付が困難な場合は、お早めにご相談ください。十分な収入・資産などがあるにもかかわらず保険料を納めない場合には、法律の定めにより滞納処分が行われることがあります。

【確定申告期限後に申告された方へ】

確定申告期限後に申告等をされた方は、新年度の自己負担割合や保険料額の決定に間に合わない可能性があります。この場合、当初は確定申告期限までの情報等に基づく保険料額の決定通知書等をお送りします。後日、申告等の内容を踏まえた再判定を行い、変更があった場合は、決定通知書等を送り直します。これにより、特別徴収であった方が、普通徴収に切り替わることがあります。

●入院時食事・生活療養費標準負担額の改定

令和8年6月1日から、入院時の食事・生活療養費の標準負担額が変更となります。

入院時食事療養費の標準負担額 (表1)

所得の区分		1食当たりの食事代
現役並み所得者、一般Ⅱおよび一般Ⅰ		550円
区分Ⅰ、区分Ⅱに該当しない指定難病患者		330円
区分Ⅱ	90日までの入院	270円
	90日を超える入院(過去12か月の入院日数)	220円
区分Ⅰ		130円

入院時生活療養費の標準負担額 (表2)

所得の区分	1食当たりの食事代	1日当たりの居住費
現役並み所得者、一般Ⅱおよび一般Ⅰ	550円※	430円
区分Ⅱ	270円	
区分Ⅰ	160円	
高齢福祉年金受給者・境界層該当者	130円	0円
指定難病患者	表1と同額	

※医療機関の施設基準などにより510円の場合もあります

旅券(パスポート)手数料の改定について

① 令和8年7月1日以降の申請分から、旅券手数料が引き下げられます。

このため、7月1日以降の申請が大幅に増加し、旅券作成に通常以上の日数(状況によっては1か月程度)を要することが予想されますので、お急ぎの方は、受取りまで余裕をもって早めにご申請ください。

※詳しくは、岐阜県旅券センターのホームページでご確認ください。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/13253.html>

【新しい手数料の主な例】

年齢	旅券種別	改定後の手数料(令和8年7月1日以降に申請する場合)		備考
18歳以上	10年	電子申請	15,900円 → 8,900円	7,000円減額
		窓口申請	16,300円 → 9,300円	
	5年	電子 窓口	廃止	廃止
18歳未満	5年	電子申請	12歳以上: 10,900円 12歳未満: 5,900円 → 4,400円	1,500円～ 6,500円減額
		窓口申請	12歳以上: 11,300円 12歳未満: 6,300円 → 4,800円	

※電子申請には、マイナンバーカードとスマートフォンが必要です。

※電子申請とは、マイナンバーカードとスマートフォンを利用し、マイナポータルから行うオンライン申請のことです。
日本国外からは、オンライン在留届(ORRネット)に登録して、オンラインで申請を行うことができます。

② パスポートの受取可能日は、検索システム「パスけん」で確認することができます。



【岐阜県申請者用】

問い合わせ先: 坂祝町 窓口税務課 ☎66-2405 岐阜県旅券センター ☎058-277-1000

7月は“社会を明るくする運動”全国強調月間です。

法務省主唱の“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～は令和8年で76回を迎えました。「更生保護の日」である7月1日からの1か月を強調月間として、全国各地で新聞やテレビの広報活動、街頭広報などさまざまな催しを実施しています。

“社会を明るくする運動”は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行の無い明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

坂祝町ではこの運動を啓発するため、7月1日(水)に保護司・更生保護女性会の方が内閣総理大臣・岐阜県知事からのメッセージを町長へ伝達したほか、坂祝駅前・スーパーセンターオークワ坂祝店での啓発活動や、小中学校を訪問し、更生への理解を深めてもらいました。

期間中は、ほぎもんバスへの標語貼付などによる周知・啓発を実施しています。

